

○山口県警察の通訳業務に関する要綱

令和3年2月8日
山口刑企第54号
山口警務第58号
山口生企第82号
山口交企第57号
山口備公第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国語の通訳人の指定、運用等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとところによる。

- (1) 通訳等 外国語の通訳及び翻訳をいう。
- (2) 部内通訳人 第7条の規定により警察本部長（以下「本部長」という。）が指定した警部補以下の階級にある警察官又は係長の職以下の職にある警察官以外の職員をいう。
- (3) 部外通訳人 第12条第1項の規定により本部長が委嘱した山口県警察職員（以下「警察職員」という。）以外の者をいう。
- (4) 通訳人 部内通訳人及び部外通訳人をいう。

(通訳センターの設置)

第3条 刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）に、山口県警察通訳センター（以下「通訳センター」という。）を置く。

2 通訳センターに運用責任者を置き、刑事企画課長をもって充てる。

(通訳センターの任務)

第4条 通訳センターの任務は、次に掲げるものとする。

- (1) 部内通訳人の推薦、指定、解除等に関すること。
- (2) 部外通訳人の推薦、委嘱、解嘱等に関すること。
- (3) 通訳人の運用に関すること。

(通訳人の任務)

第5条 通訳人は、事案を処理する所属長からの要請に基づき、捜査その他の警察活動における通訳等を行うことを任務とする。

(部内通訳人の推薦)

第6条 所属長は、所属の警部補以下の階級にある警察官又は係長の職にある警察官以外の職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者を部内通訳人に推薦するものとする。

- (1) 国際警察センター語学研修科を修了した者

- (2) 実用英語技能検定2級以上を取得した者又はこれと同程度の語学力を有する者
- (3) 警察庁主催の外国語技能検定に合格した者
- (4) その他通訳等が可能と認められる者

2 前項の規定による推薦は、部内通訳人推薦書（別記第1号様式）を本部長に提出することにより行うものとする。

（部内通訳人の指定）

第7条 本部長は、前条の規定により推薦された者について、部内通訳人として適格性を有すると認めたときは、部内通訳人に指定するものとする。

（部内通訳人の解除）

第8条 所属長は、病気その他の事情により部内通訳人の指定を解除する必要があると認めたときは、本部長に申請するものとする。

2 前項の申請は、部内通訳人解除申請書（別記第2号様式）により行うものとする。

3 本部長は、前項の規定による申請が適当であると認めたときは、部内通訳人の指定を解除するものとする。

4 部内通訳人が、警部（相当職を含む。）に昇任したときは、部内通訳人の指定が解除されたものとみなす。

（部内通訳人の異動）

第9条 所属長は、部内通訳人が人事異動により転入したときは、部内通訳人転入報告書（別記第3号様式）により本部長に報告するものとする。

（部内通訳人の通知）

第10条 運用責任者は、第7条の規定による指定、第8条第3項の規定による解除及び前条の規定による異動を確認したときは、所属長に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、部内通訳人名簿（別記第4号様式）により行うものとする。

（部外通訳人の推薦）

第11条 所属長は、警察職員以外の者で、次のいずれにも該当する者を部外通訳人に推薦するものとする。

- (1) 通訳等について豊富な経験、知識等を有する者
- (2) 人格及び行動について社会的信望を有する者
- (3) 警察の業務について理解があり、協力が得られる者
- (4) 活動を通じて知り得た秘密を漏らさない者

2 前項の規定による推薦は、部外通訳人推薦書（別記第5号様式）を本部長に提出することにより行うものとする。

（部外通訳人の委嘱）

第12条 本部長は、前条の規定により推薦された者について、部外通訳人として適格性を有すると認めたときは、部外通訳人に委嘱するものとする。

2 本部長は、部外通訳人に委嘱状（別記第6号様式）を交付するものとする。

3 本部長は、第1項の規定に基づく委嘱に際し、部外通訳人から誓約書（別記第7

号様式) を徴するものとする。

(部外通訳人の委嘱期間)

第13条 部外通訳人の委嘱期間は、原則2年とし、再委嘱することができる。

(部外通訳人の解嘱)

第14条 運用責任者は、部外通訳人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、これを本部長に報告するものとする。

- (1) 辞意を表明したとき
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に耐えないと認めたとき
- (3) 部外通訳人としての職務を怠ったとき
- (4) 部外通訳人としてふさわしくない非行があったとき
- (5) その他任務を遂行するに適さない理由が生じたとき

2 本部長は、前項の報告を受け、解嘱することが相当であると認めたときは、部外通訳人を解嘱するものとする。

3 運用責任者は、前項の規定により部外通訳人の解嘱がなされたときは、当該部外通訳人に対し、その旨を通知するものとする。ただし、部外通訳人が転居、連絡先を変更するなどして、連絡が取れなくなったときはこの限りでない。

(部外通訳人の通知)

第15条 運用責任者は、第12条の規定による委嘱及び前条第2項の規定による解嘱がなされたときは、所属長に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、部外通訳人名簿(別記第8号様式)により行うものとする。

(謝金及び旅費の支給)

第16条 部外通訳人に対する謝金及び旅費については、別に定めるものとする。

(災害補償)

第17条 部外通訳人の公務上の災害に対する補償については、「県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」(昭和42年山口県条例第38号)の適用を受けるものとする。

(通訳人の要請)

第18条 所属長は、通訳人の通訳等を必要とするときは、原則として所属の部内通訳人を運用するものとする。

2 前項の規定により所属において通訳等ができないときは、警察本部の事案を主管する課の長と連絡を緊密にした上、本部長に通訳等を要請するものとする。ただし、執務時間外においては、刑事当直の当直主任(山口県警察の当直に関する訓令(平成16年山口県警察本部訓令第34号)第20条第2項に規定する刑事当直の当直主任をいう。以下同じ。)に報告し、当該報告を受けた刑事当直の当直主任は、運用責任者に報告するものとする。

3 前項の規定による要請は、通訳人要請書(別記第9号様式)により行うものとする。ただし、急を要するときは、口頭、電話等により報告し、事後速やかに通訳人

要請書を送付するものとする。

(通訳人の運用)

第19条 本部長は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、運用責任者に命じて派遣する通訳人を決定させるものとする。

2 本部長は、前項に規定する決定を受けたときは、関係所属長に対して通訳人の派遣を命ずるものとする。

(通訳人以外の運用)

第20条 本部長は、通訳人による通訳等ができないときは、運用責任者に命じて通訳人以外の者に通訳等を要請させるものとする。

2 次条の規定は、前項の通訳人以外の者について準用する。

3 第16条の規定は、第1項の通訳人以外の者のうち部外の者について準用する。

(報告)

第21条 所属長は、通訳人の運用を終了後、速やかに通訳等処理結果報告書（別記第10号様式）により、その結果を本部長に報告するものとする。

(教養)

第22条 所属長は、所属の部内通訳人を警察庁又は警察本部の主催する語学に関する研修、入校等に積極的に参加させ、その語学能力の維持向上に努めるものとする。

2 所属長は、通訳人を運用する場合は、事前に当該通訳人に対して、刑事手続、通訳時の留意事項等について教養し、適正な捜査を推進するものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、山口県警察通訳センター及び通訳人の運用について必要な事項は、別に定める。